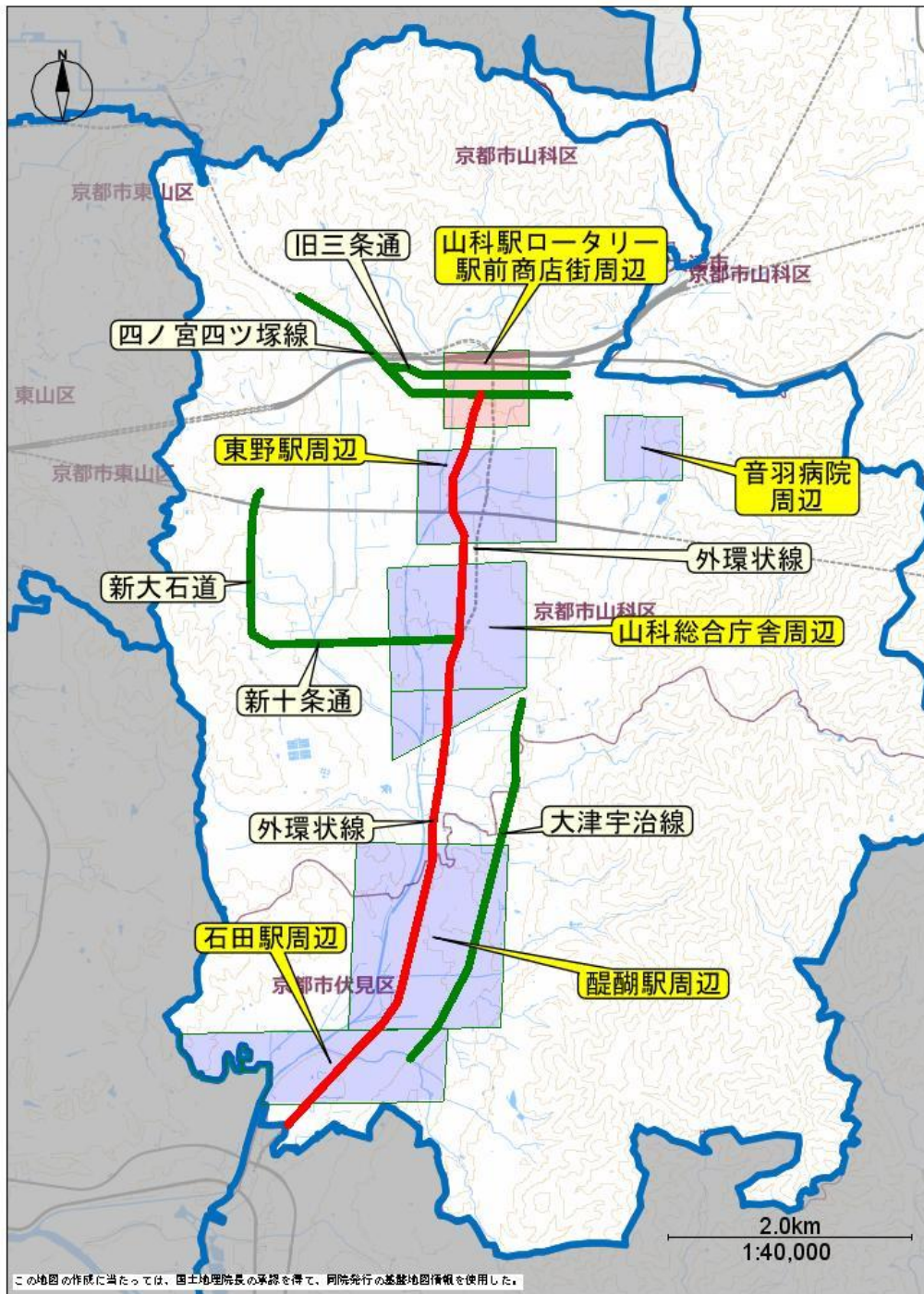


京都府山科警察署 駐車監視員活動ガイドライン(重点路線及び重点地域)

令和5年1月設定



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。

駐車取締要望、その他の事情により、ガイドライン（重点地域・路線）以外の場所においても放置車両の確認を行うことがあります。



凡 例

- 最重点路線
- 重点路線
- 最重点地域
- 重点地域